平成２８年（フ）第２８号
島根県鹿足郡津和野町中川212番地、前住所島根県鹿足郡津和野町寺田344番地２
債務者　弘中　政則
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第５５４号
広島市南区皆実町５丁目５番７―101号
債務者　岸田　淳子
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９３号
広島県安芸郡府中町宮の町１丁目６番５―102号
債務者　広田　龍哉
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２２号
（前住所）広島市西区井口２丁目１番25号
債務者　村田　　翠（旧姓石田）
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６７号
熊本市北区龍田陳内１丁目１番104―405号、前住所熊本市北区麻生田５丁目５番10号
債務者　駒崎　貴志
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０９号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町6315番地
債務者　前畑　勝**德**
１　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
鹿児島県西之表市西之表10410番地２
債務者　平瀬　　瞳
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
鹿児島県鹿児島市上本町８番４―803号
債務者　児玉　茂雄
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市真砂本町５番14―23号
債務者　宗　　成子
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５５号
秋田県大館市中道３丁目１番76号光洋荘３号、前住所秋田県大館市白沢字寺ノ沢335番地１
債務者　畠山　朝子
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第８９号
富山県小矢部市戸久８番地
債務者　杉本満こと山本満こと　杉本　満成
１　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２５４号
山梨県甲府市飯田４丁目10番６号
債務者　藥袋　　**扇**
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
岐阜県加茂郡八百津町八百津7365番地２
債務者　大鋸　妃美
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１４２号
愛知県豊川市本野町西浦68－２　グランドゥール201号、申立時の住所三重県四日市市広永町1030番地７　ｍａｉｓｏｎすずかけ101
債務者　松澤　美穂
１　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８４５号
京都市南区久世殿城町552番地　プルミエール山村201
債務者　下門　　誠
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８４６号
京都市南区久世殿城町552番地　プルミエール山村201
債務者　下門　　瞳（旧姓光島）
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９００号
京都府宇治市広野町寺山45番地の４
債務者　山下　幸治
１　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係